

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成29年6月6日(火)  
午前9時56分～午前10時23分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 5名  
委員長 小野 泰弘 副委員長 荒川 洋平  
委員 菅原 和子 委員 村上 久仁  
委員 小野寺美穂
- 4 委員外議員 4名  
議長 郷内 良治 副議長 菊地 忍  
議員 大泉 徳子 議員 齋 浩美
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊  
次長兼庶務係長 加藤 勤  
議事調査係長 高橋 一暢
- 7 協議事項  
付議事件  
(1) 議会運営に関する事項について  
① 平成29年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程  
(案) について  
確認事項  
(1) 条例議案の事前説明会について

## 付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
  - ① 議案の取り扱いについて
  - ② 議員提出議案（意見書）の取り扱いについて
- (2) 議長の諮問に関する事項について
  - ① 陳情の取り扱いについて

午前9時56分 開会

○委員長（小野泰弘） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

平成29年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。高橋係長。

○書記（高橋一暢） それでは、平成29年第3回定例会に係る会期及び日程（案）について御説明いたします。

初めに、次第書の1ページ、①の今期定例会に提出のありました市長提出議案21カ件の内容について御説明いたします。資料の1ページをごらん願います。

まず、報告事項については、去る2月定例会において可決されました繰越明許費の繰越額の確定による5カ件の報告です。

次に、専決処分については、条例の一部改正が3カ件、補正予算が1カ件の合わせて4カ件です。

次に、条例議案については、改正条例案3カ件です。

次に、補正予算については、一般会計及び介護保険特別会計に係る2カ件です。

次に、人事案件については、固定資産評価審査委員会委員の選任2カ件及び、人権擁護委員候補者の推薦2カ件の合わせて4カ件です。

次に、その他議案については3カ件です。議案第65号は、北釜地区防災公園整備工事に係る工事請負契約の締結、議案第66号は、閑上南北線道路築造

工事（その2）に係る工事請負契約の締結です。また、議案第67号は、昨年6月に発生した住民票の誤交付に係る和解についての内容です。

以上が市長提出議案21カ件の内訳です。

次に、次第書の1ページ、② 議員提出議案については、意見書案2カ件です。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の1ページ ③ 一般質問をごらんください。

一般質問については、6月2日の正午で通告を締め切りまして、今期定例会には13名の議員より、合わせて質問事項29事項、質問要旨93項目の通告がありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいります。

一般質問通告書の1ページをお開きください。

発言順位1番、荒川洋平議員、2番、吉田 良議員、3番、大友康信議員、4番、菊地 忍議員、5番、小野寺美穂議員、6番、菅原和子議員、7番、山口 實議員、8番、齋 浩美議員、9番、大泉徳子議員、10番、大沼宗彦議員、11番、村上久仁議員、12番、長南良彦議員、13番、大久保主計議員となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期については、次第書1ページの④ 会期にお示ししておりますとおり、6月8日木曜日から6月20日火曜日までの13日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤の会期日程（案）について御説明いたします。

資料4ページをごらん願います。

平成29年第3回名取市議会定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の6月8日です。

初めに、開会の後、会期の決定を行います。

次に、報告第1号から報告第5号まで、及び議案第58号から議案73号までの市長提出議案21カ件を一括上程いたしまして、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第58号から議案第61号までの専決処分の承認に係る議案4カ件

に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第62号から議案第64号までの改正条例案3カ件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第70号から議案第73号までの、人事案件4カ件に対する質疑の後、採決を行います。

次に、報告第1号から報告第5号までに対する質疑を行います。

次に、議会案第2号及び議会案第3号に対する質疑及び委員会付託を行います。

以上が招集日の内容となりまして、散会の後、常任委員会を開催します。

6月9日から12日までは休会とするものですが、12日月曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び議案関連事業箇所の現地調査、意見書案審査等を行います。

6月13日から16日までは、一般質問を行います。また、6月17日から19日までは休会とするものですが、16日金曜日の本会議終了後及び19日月曜日は、議案審査のため常任委員会を開催いたします。

常任委員会については、16日金曜日は、本会議終了後の午後に総務消防常任委員会を、19日月曜日は、午前に建設経済常任委員会を開催し、午後に民生教育常任委員会を開催するものです。

最終日の6月20日火曜日は、まず、議案第62号から議案第64号の改正条例3カ件に対する討論及び採決を行います。

次に、議案第65号から議案第69号までに対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議会案第2号及び議会案第3号に対する委員長報告、討論及び採決を行います。

以上の議案審議が終了しまして6月定例会閉会となる会期日程案です。

最後に、次第書の1ページ、⑥ その他ですが、今期6月定例会の冒頭に、例によりまして、執行部より本年4月1日付けの人事異動により、新たに管理職に就任した職員の紹介をしたいとの申し出がありました。これをお受けする形で、本会議開会前に副市長から紹介をしていただきますので、6月8日については、開会5分前に議場に御参集いただきたいと考えておりま

す。

第3回定例会に係る会期及び日程については、以上です。

○委員長（小野泰弘） ただいま、平成29年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程案について説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） お諮りいたします。6月定例会の会期日程案については、6月8日から6月20日までの13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、平成29年第3回名取市議会定例会の会期日程案については、6月8日から6月20日までの13日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項について書記より説明いたさせます。高橋係長。

○書記（高橋一暢） 次第書の1ページ下段をごらん願います。

明日、6月7日水曜日午前10時より、議員協議会室において、条例議案の事前説明会を開催いたします。

説明議案については、議案第58号から議案第60号までの、条例改正に係る専決処分3カ件と、議案第62号から議案第64号までの改正条例議案3カ件の、合わせて6カ件に対する説明です。

説明員は、各条例を所管する部課長です。

○委員長（小野泰弘） ただいま書記をして説明いたさせましたとおり、条例議案の事前説明会が開催されますので、議案書を持参の上、御参集願います。

次に、議案の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明いたさせます。高橋係長。

○書記（高橋一暢） 初めに、次第書の2ページ、① 審議方法・付託する常任委員会について議案番号順に御説明いたします。あわせて資料の6ページ、7ページの議案の取り扱い（案）をごらん願います。

まず、報告第1号から報告第5号までについては、6月8日に審議を行い

ます。審議の方法については、質疑のみとなります。

次に、議案第58号から議案第61号までの専決処分4カ件については、6月8日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略いたしまして、討論、起立採決を行います。

次に、議案第62号から議案第64号までの改正条例議案については、まず6月8日に質疑及び委員会付託を行います。6月20日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、これらの改正条例案の付託については、議案第62号及び議案第63号を民生教育常任委員会へ、議案第64号を総務消防常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第65号及び議案第66号の工事請負契約の締結については、6月20日にそれぞれ質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第67号の和解案件については、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第68号及び議案第69号の補正予算案2カ件については、6月20日の最終日、質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第70号及び議案第71号の固定資産評価審査委員会委員の選任2カ件については、6月8日に質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、無記名投票を行うものです。

次に、議案第72号及び議案第73号の人権擁護委員候補者の推薦2カ件については、6月8日、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、簡易採決を行うものです。

議会案第2号及び議会案第3号の意見書案については、6月8日に質疑及び委員会付託を行い、6月20日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

意見書案を付託する委員会については、議会案第2号及び議会案第3号のいずれも総務消防常任委員会へ付託するものです。

① 審議方法・付託する委員会については以上です。

次第書2ページにお戻りください。

次に、② 議案審査に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。

会期日程（案）でも御説明いたしましたとおり、総務消防常任委員会を6月16日金曜日の午後に、建設経済常任委員会を6月19日月曜日の午前に、民生教育常任委員会を同日午後に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻については、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、③ 委員会審査報告書の取り扱い（案）についてです。

委員会における意見書案、及び議案の審査に係る委員会審査報告書が提出された場合については、その報告を受けて定例会最終日に上程し、審議を行うとするものです。

議案の取り扱いについては以上です。

○委員長（小野泰弘） ただいま議案の取り扱いについて書記より説明いたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） お諮りいたします。議案の取り扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、議員提出議案（意見書）の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明いたさせます。高橋係長

○書記（高橋一暢） 次第書の2ページをごらん願います。資料については、8ページから12ページまでです。

初めに、議会案第2号 国民の議論のもと平和主義の理念を堅持し社会情勢の変化に即した憲法改正の発議を行うことを求める意見書（案）です。

提出者は吉田 良議員、賛成者は大泉徳子議員及び菅原和子議員で、取り扱いとしては、総務消防常任委員会へ付託するものです。

次に、議会案第3号 日本政府に核兵器禁止条約のための行動を求める意見書（案）です。



提出者は大沼宗彦議員、賛成者は齋 浩美議員で、取り扱いとしては、総務消防常任委員会へ付託するものです。

議員提出議案の取り扱いについては以上です。

○委員長（小野泰弘） ただいま書記をして、議員提出議案（意見書）の取り扱いについて説明いたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 議会案第2号についてですが、この意見書案を受けたということは、憲法第10章の最高法規、第99条に、我々地方議員についても、憲法尊重擁護義務が規定されています。そのことをどのように考えて受けたのでしょうか。

議員といえども個人が改正したい、変えたいと思うのは自由ですが、我々がなぜ公職者であるかということ、同じく憲法第93条において地方公共団体に議会を設置する、そして議員は、住民が直接これを選挙するということに基づいて、我々は公職者たる権利を得ているわけです。内心でこう変えたい、ああ変えたいというのは自由ですが、憲法によって、我々は公職者たる地位を得ているのにもかかわらず、これを改正すべきということは、憲法尊重擁護義務違反ではないのですか。

○委員長（小野泰弘） 答弁、小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺俊） 憲法尊重擁護義務はあると考えております。意見書については、公益に関することですので、憲法改正の議論をすることについての意見書の提出については、意見書の公益に関することについての制限からは外れてはいないとの解釈から受け付けたところです。

○委員長（小野泰弘） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） そのような解釈で受け付けたとのことですが、これにはこの案文しかないのでしょうか。「こう変えるべき」というものはないのでしょうか。

個々人の思いは千差万別ですから、提出者や賛成者の共通認識として、「ここはこうすべき」というものがないと、常任委員会に付託された場合に審査しづらくなってしまいます。「ここにこれを入れるべきだ」「こうするべきだ」というようなものが一つもないのです。

先ほど、このような意見書を提出することも公益の範疇であるとのことでしたが、憲法の最高法規のところになぜ我々の憲法尊重擁護義務があるのかはもちろんです、何としても変えてほしいという国民、市民の要請があって、それを受けて「このようにすべき」という意見書を提出すべきだと思うのです。しかし、この案文では、どのような議論を求めているのかわからないのです。

日本には約1,900程度の法律があります。大変多くの法律があって、それで賄うことができないのかということは提出者に聞きますが、どのようにしてほしいのかわからないのです。意見書は市議会として提出するものだから、ただ「変えてほしい」というのでは、どのように変えてほしいのかわからない。

「このようなことをここに明記してほしい」ということであれば、それについて議論になるけれども、「これまで一度も改正したことがないから、そろそろ改正してはどうか」というようなものでは、何を集中的に審議するべきなのかわからないのです。

○委員長（小野泰弘） その内容については、提出者が記載していない以上、提出者にそれをただすしかないと思います。小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） そのようなことを定例会初日の本会議で質疑しても構わないということですか。（「はい」の声あり）それでは、そこで伺います。

○委員長（小野泰弘） ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

---

午前10時21分 再開

○委員長（小野泰弘） 再開いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案（意見書）の取り扱いについては、取り扱い案のとおり所管常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案（意見書）の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、陳情の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明いたさせます。高橋係長

○書記（高橋一暢） それでは、次第書3ページ及び資料13ページをごらん願います。

今期定例会には、1カ件の陳情が提出されております。

陳情第6号 従業員宿舍の整備支援についての陳情です。提出者は、閑上水産加工業組合理事長 佐々木直哉氏です。

以上、陳情1カ件の取り扱いについては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、建設経済常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

陳情の取り扱いについては以上です。

○委員長（小野泰弘） ただいま説明いたさせました陳情の取り扱いについて御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） お諮りいたします。陳情1カ件の取り扱いについては、取り扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時23分 散会

平成29年6月6日

議会運営委員会

委員長 小野泰弘